

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年5月27日
【会社名】	株式会社光通信
【英訳名】	HIKARI TSUSHIN, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 玉村 剛史
【本店の所在の場所】	東京都豊島区西池袋一丁目4番10号
【電話番号】	03 - 5951 - 3718
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 儀同 康
【最寄りの連絡場所】	東京都豊島区西池袋一丁目4番10号
【電話番号】	03 - 5951 - 3718
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 儀同 康
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成26年5月26日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、株式会社パイオン（以下「パイオン」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日付で両社の間で株式交換契約を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

1. 本株式交換の相手会社に関する事項

(1) 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社パイオン
本店の所在地	大阪府大阪市中央区本町一丁目4番8号
代表者の氏名	代表取締役社長 橋本 直樹
資本金の額	1,257百万円
純資産の額	9,419百万円
総資産の額	24,994百万円
事業の内容	情報インフラ事業、法人ソリューション事業

(2) 最近3年間に終了した各事業部の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

(連結)

(百万円)	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
売上高	66,919	85,687	75,533
営業利益	2,152	2,747	2,901
経常利益	1,954	2,699	2,920
当期純利益	1,704	2,357	2,904

(単体)

(百万円)	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
売上高	6,090	7,581	7,246
営業利益	1,583	1,807	1,371
経常利益	1,587	1,704	1,342
当期純利益	1,809	2,009	1,869

(3) 大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合（平成26年3月31日現在）

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
株式会社光通信	68.19%
日本証券金融株式会社	1.87%

(4) 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社は、パイオンの発行済株式の68.19%に相当する31,902,200株を保有しております。
人的関係	パイオンの取締役1名および監査役1名が当社に在籍しております。
取引関係	当社とパイオンの間には、携帯電話サービス加入の取次等に関する業務委託等の取引関係があります。

2. 本株式交換の目的

当社は、昭和63年の設立以降、「お客様ごとに異なる情報通信環境の課題を総合的に解決する」という考えのもと、日本最大のディストリビューターを目指し、OA機器の販売やインフラの構築、インターネットサービスやモバイルメディアサービス、さらには携帯電話やオフィスサプライの販売まで、ユーザーの皆様が求める商品・サービスを「より早く」、「より安く」、そして「よりの確に」お届けする事業体制を構築してまいりました。平成11年には東京証券取引所市場第一部へ上場し、日本全国に販売網を拡大しながら、現在もグループ各社それぞれで培ってきた強みやノウハウを発揮し、それらを融合することで総合的な情報通信事業を推進しております。

一方、パイオンは、平成2年に一般家電製品の販売を目的として、大阪府堺市に株式会社ネクサス（以下「ネクサス」といいます。）として設立され、平成5年に現在の主力事業である移動体通信事業を開始後、平成7年5月には携帯電話販売店第1号を開業、携帯電話販売店舗網を拡大してまいりました。また、平成19年に当社がネクサス（現・パイオン）の第三者割当増資を引き受け、両社間で業務資本提携に関する契約を締結し、さらに平成20年の第三者割当増資により、ネクサス（現・パイオン）は当社の子会社となり、関西地域において培った販売力と当社グループの競争力を生かしながら、財務体質の改善と経営の合理化による業績の早期回復を目指してまいりました。その後、平成21年には第二の創業期と位置づけ、業務提携を柱とした大規模な事業再編を実施し、商号を現在の株式会社パイオンと変更いたしました。

当社グループは、通信キャリアと直接取引のある一次代理店を有しており、当社グループにおいてパイオンは、有力な二次代理店の一つとして、西日本地域を統括し、移動体通信サービスを中心とする情報通信サービスの販売を行っております。

また、パイオンは、不採算店舗の統廃合や、店舗における副商材の導入などにより収益性の向上を図る一方で、北陸、中国、四国エリアにおける携帯電話の販売代理店との統合等によって販売網を拡大し、西日本地域に350店舗以上の携帯電話販売店を展開することで、安定した事業運営と利益を確保してまいりました。

しかしながら、近年、当社およびパイオンの事業領域である移動体通信市場においては、スマートフォンやタブレット端末の普及に加え、次世代高速通信規格などのネットワーク環境が発展するとともに、MVNO事業者（仮想移動体通信事業者）等の増加によって、ユーザーにとっては自分に合ったサービスを幅広い選択肢から選ぶことができる環境となりつつある一方で、通信事業者間の競争はより一層激しさを増していくことが予想されており、一部では大手販売代理店の再編も進み、目まぐるしく変化する情報通信市場においては、この競争環境を乗りきるための体制強化を積極的に模索していくことが急務となっております。

このような状況のもと、パイオンでは、西日本地域での販売網を基盤とした事業展開によって一定の成果が出ておりましたが、今後さらに厳しくなることが予測される事業環境において、携帯電話等の販売が主な収益源であり主力事業であるパイオンが、今までの安定した利益を今後も維持し、さらなる増収増益を目指していくためには、収益基盤の拡充が不可欠であるとの考えに至りました。さらに、パイオンが独力で成し遂げることによる資金面や既存事業者との競合のリスク等を考えると、パイオンは、パイオンの親会社であり、かつ、通信キャリアの一次代理店を傘下に擁する当社の完全子会社となり、販売網や商材、ノウハウを相互に活かした連携強化を図ることが、収益基盤の拡充のために最善の策であると考え、この度、本株式交換を実施することといたしました。

また、近年、スマートデバイスの普及によるウェブなどの新たな販売チャネルが登場したことで、ユーザーにとって購入方法の選択肢が広がる一方で、当社としては、全国各地に展開している販売網をより効果的に事業に反映していく必要があると考えており、従来パイオンが持っている西日本地域に密着した販売網や、地域に根ざしたネットワークという強みを活かしながら、当社グループ内でのより迅速な意思決定を推し進める体制を構築するために、パイオンを完全子会社化することは非常に有益であると判断いたしました。

今後、パイオンは当社グループの豊富な取扱い商材を、パイオンの販売網で販売することや、販売エリアの拡充等での協業も検討しており、人材・資金・情報網などを含めた規模の大きさを活かすことで更なるシナジー効果が発揮できることを期待しております。また、当社にとっても、両社がこれまでに蓄積したノウハウや事業資産などを有効活用することによって、当社グループとして、これまで以上に、より顧客満足度の高い商品やサービスを総合的かつ機動的に提供できるものと考えており、さらなる収益力の強化および企業価値向上を図ってまいりたいと考えております。

3. 本株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容

(1) 本株式交換の方法

当社を株式交換完全親会社、パイオンを株式交換完全子会社とする株式交換です。

本株式交換は、当社については、会社法第796条第3項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより株主総会の承認を受けずに行う予定です。パイオンについては、平成26年6月27日に開催予定の定時株主総会において本株式交換契約の承認を受けた上で行う予定です。

(2) 株式交換に係る割当ての内容

会社名	光通信 (株式会社交換完全親会社)	パイオン (株式会社交換完全子会社)
本株式交換に係る 交換比率	1	0.03

(注1) 株式の割当比率

パイオン株式1株に対して、当社株式0.03株を割当て交付します。ただし、当社が保有するパイオン株式31,902,200株については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

(注2) 本株式交換により交付する株式

当社は本株式交換により、当社株式386,967株(予定)を割当て交付いたしますが、交付する当社株式には当社が保有する自己株式(平成26年5月26日現在1,911,145株)を充当する予定であり、新株式の発行は行わない予定です。

なお、パイオンは、効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、本株式交換の効力発生直前時(以下「基準時」といいます。)において有することとなるすべての自己株式(本株式交換に関して行使される会社法第785条第1項に基づくパイオン株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含みます。なお、平成26年5月26日現在の自己株式数は、1,983,900株です。)を基準時において消却する予定です。本株式交換により当社が交付する当社株式の数は、パイオンによる自己株式の取得・消却等の理由により今後変更となる可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式(100株未満)を保有することとなるパイオンの株主の皆様(平成26年3月31日現在のパイオンの株主は6,915名ですが、そのうちの9割を超える株主が当社の単元未満株式のみを保有することとなるものと考えられます。)は、取引所市場においてその保有する単元未満株式を売却することはできませんが、下記の制度をご利用いただくことができます。

単元未満株式の買取制度(1単元未満株式の売却)

会社法第192条第1項の規定に基づき、当社に対し自己の保有する単元未満株式の買取りを請求することができる買取制度をご利用いただくことができます。

単元未満株式の買増制度(1単元への買増し)

会社法第194条第1項の規定による当社の定款の定めに基づき、当社が買増しの請求に係る数の自己株式を有していない場合を除き、保有する単元未満株式の数と併せて1単元株式数(100株)となる数の株式を当社から買増すことを請求することができる買増制度をご利用いただくことができます。なお、平成26年5月26日現在、当社は買増しに対応可能な自己株式1,911,145株を保有しております。

(注4) 1株に満たない端数の処理

本株式交換により交付する当社株式に1株に満たない端数がある場合、当社は会社法第234条の規定に基づく処理を行います。

(3) 株式交換契約の内容

当社が、パイオンとの間に平成26年5月26日付で締結した株式交換契約書の内容は、次のとおりであります。

株式交換契約書

株式会社光通信(東京都豊島区西池袋一丁目4番10号、以下「甲」という。)及び株式会社パイオン(大阪市中央区本町一丁目4番8号、以下「乙」という。)とは、甲を完全親会社、乙を完全子会社とする株式交換に関し、次のとおり契約を締結する(以下「本契約」という。)

第1条(株式交換)

甲及び乙は、株式交換(以下「本株式交換」という。)により、乙の発行済株式の全部を甲に取得させることにつき合意する。

第2条(株式交換の効力発生日)

本株式交換の効力発生日は、平成26年8月1日とする。但し、本株式交換の手続きの進行に応じて必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができるものとする。

第3条(株式交換に際して交付する対価及びその割当てに関する事項)

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換が効力を生ずる時点の直前時(以下「基準時」という。)の乙の株主(甲を除く。以下「本割当対象株主」という。)に対し、その保有する乙の普通株式に代わり、その保有する乙の株式の合計数に0.03を乗じた甲の普通株式を交付するものとする。

2. 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対し、その保有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式0.03株の割合をもって割り当てる。
3. 前二項の定めにかかわらず、本割当対象株主に対して交付する甲の普通株式に1株に満たない端数があるときは、甲は、会社法第234条その他の関係法令の規定に従い、処理するものとする。

第4条（甲の資本金及び資本準備金等）

本株式交換により増加すべき甲の資本金及び資本準備金等の額は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------|---|
| (1) 資本金 | 金0円 |
| (2) 資本準備金 | 金0円 |
| (3) 利益準備金 | 金0円 |
| (4) その他資本剰余金 | 会社計算規則に定める株主資本等変動額から(1)及び(2)の合計額を控除した金額 |

第5条（株式交換承認総会）

乙は、平成26年6月30日までに株主総会を招集し、本契約に関する承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求めるものとする。但し、本株式交換の手続きの進行に応じて必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができるものとする。なお、甲は、会社法第796条第3項の定めにより、甲の株主総会における本契約に関する承認を要しない。

第6条（善管注意義務）

1. 甲及び乙は、本株式交換の効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって、それぞれ義務を遂行し、かつ、本契約締結日以前に行っていたところと実質的に同一かつ通常の業務執行の方法により事業遂行及び財産の管理・運営を行うものとし、本契約締結日以前に行っていたところと実質的に相違する行為、通常の業務以外の行為又はその財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲乙協議の上、これを実行するものとする。
2. 前項の定めにかかわらず、乙は、効力発生日の前日までに開催する乙の取締役会決議により、基準時において乙が保有するすべての自己株式（本株式交換に関する会社法第785条に基づく乙の株主の株式買取請求に応じて乙が取得する株式を含む。）を、基準時において消却するものとする。

第7条（株式交換の変更及び解除）

本契約締結の日から本株式交換の効力発生日の前日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲乙いずれかの資産もしくは経営状態に重要な変更を生じたときは、甲乙協議の上、株式交換条件を変更し、又は本契約を解除することができるものとする。

第8条（株式交換の失効）

本契約は、第5条に定める乙の株主総会の承認又は法令に定められた関係官庁の承認が得られないときは、その効力を失うものとする。

第9条（本契約規定以外の事項）

本契約に定めるもののほか、本株式交換に関し必要な事項は本契約の趣旨に従って甲乙協議の上、これを決定するものとする。

本契約の成立を証するため、本契約書原本1通を作成し、甲乙記名押印の上、甲がその原本を、乙がその写しをそれぞれ保有する。

平成26年5月26日

甲：東京都豊島区西池袋一丁目4番10号
株式会社光通信
代表取締役 玉村 剛史

乙：大阪市中央区本町一丁目4番8号
株式会社パイオン
代表取締役 橋本 直樹

4. 株式交換に係る割当ての内容の算定根拠
- (1) 割当ての内容の根拠及び理由

前記2.「本株式交換の目的」に記載のとおり、パイオンは主な事業領域である移動体通信市場の事業環境や同社の収益構造等を踏まえ、今後の利益成長やその方法を勘案し、当社に対して本株式交換を提案したことを契機に、当社とパイオンは、平成26年4月ごろより、具体的に両社の今後の成長戦略について検討してまいりました。その結果、当社によるパイオンの完全子会社化は、販売網や商材、ノウハウを相互に活かした連携強化によるシナジー効果が期待できるものであり、両社のさらなる収益力の強化および企業価値向上を実現するために有効な手段であるとして、本株式交換を実施することといたしました。

前記3.(2)「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式交換比率について、当社はアメリカン・アプリーザル・ジャパン株式会社(以下「アメリカン・アプリーザル」といいます。)を、パイオンは大阪監査法人を、それぞれの株式交換比率の算定に関する第三者算定機関としてそれぞれ選定いたしました。両社は、当該第三者算定機関による算定結果と、それぞれの財務状況、業績動向、株価動向等のその他の要因を総合的に勘案しながら、パイオンの少数株主への配慮も踏まえ、慎重に協議・交渉を重ねた結果、市場株価を最も重視し、市場株価法のレンジを超えるものであることから、本株式交換の交換比率はそれぞれの株主にとっても妥当であるものと判断いたしました。

(2) 算定に関する事項

算定機関の名称及び上場会社との関係

当社の第三者算定機関であるアメリカン・アプリーザルは、当社およびパイオンの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。また、パイオンの算定機関である大阪監査法人は、当社およびパイオンの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

算定の概要

アメリカン・アプリーザルは、当社およびパイオンの両社について、市場株価が存在することから市場株価法を、また、両社には比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較法による株式価値の類推が可能であることから類似上場会社比較法を、それに加えて両社の将来の事業活動状況を評価に反映するため、DCF法を採用して算定を行いました。

当社の1株当たりの株式価値を1とした場合の評価レンジは、以下の通りです。

採用手段	株式交換比率の算定結果
市場株価法	0.0246 ~ 0.0286
類似上場会社比較法	0.0459 ~ 0.0975
DCF法	0.0246 ~ 0.0318

アメリカン・アプリーザルは、市場株価法については、株式市場の状況等の諸事情を勘案し、平成26年5月23日を算定基準日として、東京証券取引所市場第一部における当社株式、東京証券取引所JASDAQ市場におけるパイオン株式の、算定基準日における終値、ならびに算定基準日までの直近1ヵ月および3ヵ月の各取引日における終値単純平均値を算定の基礎といたしました。

類似上場会社比較法においては、当社は事業規模等の類似性を考慮し、株式会社ティーガイア、株式会社エフティコミュニケーションズ等9社を類似会社として抽出し、また、パイオンについては、パイオンの主要事業である携帯販売事業を営む国内上場会社のうち、パイオンの事業規模等の類似性を考慮し、株式会社ティーガイア、株式会社ベルパーク等7社を抽出し、営業利益(EBIT)および減価償却前営業利益(EBITDA)に対する倍率、ならびに普通株式時価総額の、当期純利益に対する倍率を用いて算定の基礎といたしました。

DCF法においては、アメリカン・アプリーザルは両社がそれぞれ作成した財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しています。当社の割引率は6.30%~7.30%、パイオンの割引率は10.40%~11.40%を採用しております。なお、アメリカン・アプリーザルがDCF法による算定の前提とした両社の計画における大幅な増減益の見込みはありません。

アメリカン・アプリーザルは、上記交換比率の算定に際し、両社から受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性および完全性の検証を行っておりません。また、当社およびパイオンとそれらの関係会社の資産および負債(偶発債務を含みます。)について、個別の資産および負債の分析および評価を含め、独自に評価、鑑定又は算定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。

一方、大阪監査法人は、当社およびパイオンの両社について、市場株価が存在することから市場株価法を、また、両社には比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似上場会社比較法による株式価値の類推が可能であることから類似上場会社比較法を、それに加えて両社の将来の事業活動状況を評価に反映するため、DCF法を採用して算定を行いました。

当社の1株当たりの株式価値を1とした場合の評価レンジは、以下の通りです。

採用手段	株式交換比率の算定結果
市場株価法	0.0278 ~ 0.0289
類似上場会社比較法	0.0479 ~ 0.0963
D C F 法	0.0236 ~ 0.0315

大阪監査法人は、市場株価法については、株式市場の状況等の諸事情を勘案し、平成26年5月23日を算定基準日として、東京証券取引所市場第一部における当社株式、東京証券取引所JASDAQ市場におけるパイオン株式の、算定基準日における終値、ならびに算定基準日までの直近1ヵ月、3ヵ月および6ヵ月の各取引日における終値単純平均値を算定の基礎といたしました。

類似上場会社比較法においては、当社とパイオンが属する情報・通信業の業界分析を実施し、両社と類似性があると判断されるアルファグループ株式会社、株式会社クロップス、株式会社ベルパーク、コネクシオ株式会社、株式会社ティーガイアの5社を類似会社として抽出し、EV/EBITDA倍率を用いて算定の基礎といたしました。なお、当社とパイオンの営む事業内容は概ね一致していると考えられるため、当社とパイオンに関して抽出した類似会社は同一のものとしております。

D C F 法においては、大阪監査法人は両社がそれぞれ作成した財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しています。当社の割引率は4.52%、パイオンの割引率は6.68%を採用しており、継続価値の算定にあたっては、永久キャッシュ・フロー法により、両社ともに成長率を-0.5%~+0.5%として算定しております。なお、大阪監査法人がD C F 法による算定の前提とした両社の財務予測における大幅な増減益の見込みはありません。また、両社の財務予測は、本件株式交換の実施を前提としておりません。

大阪監査法人は、上記交換比率の算定に際し、両社から受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それら資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性および完全性の検証を行っておりません。また、当社およびパイオンとそれらの関係会社の資産および負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産および負債の分析および評価を含め、独自に評価、鑑定又は算定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。

5. 本株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社光通信
本店の所在地	東京都豊島区西池袋一丁目4番10号
代表者の氏名	代表取締役社長 玉村 剛史
資本金の額	54,259百万円
純資産の額	143,651百万円
総資産の額	338,815百万円
事業の内容	移動体通信事業、O A 機器販売事業、インターネット関連事業 他

以上